

日田市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務委託 仕様書

令和 7 年 4 月

日田市地域公共交通確保維持協議会

この仕様書は、「日田市地域公共交通確保維持協議会（以下「協議会」という。）」が発注する日田市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務委託の実施にあたり必要な事項を定めるものである。なお、仕様書の取り扱い又はその内容について疑義が生じた場合は、協議会事務局の指示によるものとする。

1. 目的

日田市は、広大な面積に加え、さらなる人口減少及び高齢化の進行等により移動制約者の増加が見込まれることから、地域の住民生活に密接に関係する交通手段の確保が大きな課題となっている。

また、民間路線バスの運行費補助及びコミュニティバス、乗合デマンドバス（タクシー）の運行委託など公共交通対策に対する財政負担が大きいことから、地域の利用実態に応じた適切かつ効果的で持続可能な公共交通網の確立が求められている。

本業務は、令和4年度に策定した日田市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の内容を基本としながら、現状の公共交通網と住民ニーズとの整合性、需要などを再度調査し、公共交通計画に掲げる「私たちの暮らしを守る持続可能な地域公共交通づくり」を実現するために、より具体的なアクションプランとして、上位計画や関連計画との整合を図りつつ、日田市地域公共交通利便増進実施計画（以下「実施計画」という。）を策定することを目的とする。

2. 業務名

日田市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務（以下「本業務」という。）

3. 適用法令・要綱・参考資料等

- (1) 交通政策基本法
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
- (4) 日田市地域公共交通計画
- (5) 第6次日田市総合計画
- (6) 日田市国土強靱化地域計画
- (7) 日田市定住自立圏共生ビジョン
- (8) 日田市都市計画マスタープラン
- (9) 第11次日田市交通安全計画
- (10) その他関係法令等
- (11) 別紙Ⅰ-Ⅰ「日田市公共交通マップ、中心部路線図」
- (12) 別紙Ⅰ-2「日田市地域公共交通利便増進実施計画イメージ図」

4. 業務内容

(1) 計画準備

本業務の作業を円滑に進めるため、業務の具体的な進め方及びスケジュールに関する業務計画

書を作成し、委託者と十分な打合せを行う。

(2) 路線バスの利用状況及び乗継拠点等に係る現状調査

① 路線バスの利用状況及び乗継拠点等の現況調査

民間路線バス、福祉バス及び市内循環バス「ひたはしり号」の運行状況を整理し、運行ダイヤ・乗継拠点、利用状況などの現況を調査し課題を整理する。

② 交通事業者ヒアリング

日田市内での公共交通の利用状況や、利用者から寄せられる苦情、交通事業者からみた市内の公共交通の問題、持続的な運行に関する問題・課題等を把握するため、日田バス、大交北部バス、藤山観光、大明タクシーの4事業者を対象にヒアリング調査を実施する。

(3) 再編・見直しの方向性の検討

別紙 1-2 「日田市地域公共交通利便増進実施計画イメージ図」を参考に、地域の利用実態に応じた適切かつ効果的で持続可能な公共交通網となるよう、結節点の設定等も含めてネットワークの再編案や利便増進の取組（利便増進事業）を検討する。

① バス路線の再編・見直し検討

現況調査の結果を基に、幹線軸を形成するバス路線及び市内循環バスの統廃合、運行ルートの変更、効率的な運行ダイヤを導入する区間などを検討する。なお検討にあたっては利用者の利便性が向上するとともに、持続可能な公共交通となるよう十分配慮する。

② 効率的な運行ダイヤ等の検討

前項で検討した幹線軸及び市内循環バスのバス路線や運行区間において、高頻度運行や等間隔運行、パターンダイヤなどを検討し、効率的な運行ダイヤを検討する。加えて、再編・見直し後の利用促進に繋がる利便増進事業の内容を検討する。

③ 再編・見直しによる効果の整理

路線バス及び市内循環バスの再編・見直しによる、利便性の向上や経済的効果などについて、メリット、デメリットが分かるように多角的に検証し整理する。

④ 関係機関との協議・調整（2回）

作成した検討結果を基に実施主体、実施期間、活用可能な補助制度などについて、関係機関や公共交通事業者との協議・調整を行う。なお、詳細については発注者との打合せのうえ実施する。

(4) 計画（案）のとりまとめ

前項までの検討結果を実施計画（案）としてとりまとめる。なお、本市の地域特性等を考慮し、公共交通の課題解決に向けた実現性の高い計画となるよう検討する。また、実施計画（案）の構成等の詳細については発注者と協議の上、決定する。実施計画（案）の作成にあたっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の14に規定する事項を網羅すると共に、同法第27条の15第2項に基づく国土交通大臣の認定を受けられるものとする。なお、国土交通大臣の認定にあたり、必要であれば、公共交通計画の見直し（案）についても作成する。

① 実施計画（原案）の作成

令和7年12月19日（金）までに新計画（原案）を作成し、紙媒体及び電子データにより、事務局へ提出する。

② パブリックコメントの実施

令和8年1月に予定しているパブリックコメントの実施にあたり、HP掲載用の資料作成、意見の集約、回答作成に当たっての助言、計画への反映等を行う。

③ 成果品作成

本業務の成果品として、業務の経過や検討結果をとりまとめ、成果品（報告書）を作成する。

(5) 協議会の運営支援(3回)

実施計画(案)の策定にあたり必要な報告・協議を行うため、協議会を開催する運営支援を行う。なお、協議会は3回開催予定とし、運営支援の内容は、協議会の資料作成、協議会での説明、議事録作成、協議会運営に必要な補助作業等とする。

(6) 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、着手時、中間時2回、完了時の合計4回協議打合せを行う。

5. 委託契約期間

委託期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

6. 業務に必要な提出書類等

(1) 着手時に次の書類を提出し、委託者の承認を受けること。

① 着手届 ② 技術者届 ③ 業務計画書(様式は任意)

(2) 協議会や分科会、打合せの議事録を作成し、委託者に提出すること

① 議事録

(3) 完了時に次の書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。

① 完了届 ② 納品書

③ 成果品(成果物、部数は以下のとおり)

ア、新計画書<印刷製本> 50部

イ、業務報告書 2部

ウ、計画書等の電子媒体※<CD-R又はDVD-R> 1枚

※電子媒体は、ア、イ、ウをMicrosoft Word・Excelで作成したものとPDF化したもの。

7. 支払い方法

業務完了後、協議会に対し、国から補助金(地域公共交通確保維持改善事業費補助金)入金が行われた後に一括で支払うものとする。

8. 個人情報の保護

(1) 受注者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別紙1-3「個人情報取扱特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、受託業務を第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

(3) 受託者は、業務終了後、委託者から入手した情報資産を返還または委託者の指示する方法で完全に消去・廃棄し、その旨の証明を書面で委託者に通知しなければならない。

9. その他の留意事項

(1) 本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については原則として協議会に帰属するものであり、協議会の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。

(2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら協議会の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、協議会は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上

の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(3) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。

(4) 受託者の責に帰すべき理由により、協議会又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(5) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、協議会担当者と協議するものとする。

(6) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただしあらかじめ協議会の承認を受けた場合にはこの限りではない。

【問い合わせ先】

日田市地域公共交通確保維持協議会 事務局

日田市役所 地域振興部 地域振興課 公共交通係

電話番号：0973-22-8356 メールアドレス：machidukuri@city.hita.lg.jp